

湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託
審査実施要領及び評価基準

1 審査、評価及び選定

（１）審査委員会の設置

湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

詳細は、「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託プロポーザル審査委員会要領」のとおりとする。

（２）一次審査（形式審査）の実施

一次審査は、別紙 1 「学校給食業務（調理・配送）委託企画提案書作成要領」に定められている企画提案書等が提出されているか、教育委員会事務局内において形式的に確認する審査。

- ・企画提案書提出期限 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時必着

※上記期限までに必要書類が揃わない場合は、辞退したものとする。

- ・一次審査（教育委員会事務局内形式審査） 令和 7 年 8 月 29 日（金）

（３）二次審査（書面審査）の実施

二次審査は、提出された企画提案書等を審査委員へ事前に配布し、内容確認をお願いする書面審査。この書面審査による各審査委員の評価及び三次審査として実施する提案書に対するヒアリング箇所の確認作業を第 2 回審査委員会において行う。

- ・二次審査（書面審査）期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 12 日（金）まで

- ・第 2 回審査委員会 令和 7 年 9 月 16 日（火）

（４）三次審査（ヒアリング審査）の実施

三次審査は、提出された企画提案書に対し、第 2 回審査委員会において審査委員会がヒアリングの必要があると判断した事業所に直接聴き取りを行う審査。

ア ヒアリング審査は、令和 7 年 9 月 30 日（火）、10 月 1 日（水）に湯沢市役所本庁舎で行うものとするが、開始時間は第 2 回審査委員会開催（令和 7 年 9 月 16 日（火））後に書面により通知する。

イ ヒアリング審査は、1 事業所ずつ行うものとし、持ち時間は 30 分以内とする（会場での事前準備、後片付けの時間を含む）。

ウ ヒアリング審査は、非公開とする。

エ ヒアリング審査の内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、資料の追加提出は認めない。

オ ヒアリング審査の出席者は、当該業務の受託者となった場合の窓口担当者を含む 3 名までとする。

カ 欠席をした場合は、企画提案書の審査対象から除外する。

キ 審査委員会の委員が評価採点を行う。

(5) 受託候補者の決定

企画提案書、ヒアリング内容等を総合的に評価し、採点した合計点の最高得点の1者を特定する。

(6) 同点の場合の決定方法

提案見積金額が低い事業所とする。

(7) 失格事項

本プロポーザルの提案者、又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に不備、又は虚偽の記載があった場合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

2 評価基準

書面審査に関する評価項目及び評価点は次のとおりとする。

No.	評価項目	評価点
①	会社概要・業務受託実績	【20 点】
②	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案	【25 点】
③	調理等業務の実施体制に関する提案	【40 点】
④	衛生管理体制等に関する提案	【35 点】
⑤	危機管理体制に関する提案	【25 点】
⑥	調理等業務従事者の教育に関する提案	【20 点】
⑦	地域貢献に関する提案	【10 点】
⑧	その他独自の取組み等に関する提案	【10 点】
⑨	見積金額	【15 点】
	合計	200 点

・ ⑨見積金額の評価方法

$15 \text{ (配点)} \times (\text{最低見積者価格} / \text{見積価格})$ 小数第三位を四捨五入

※最低見積価格者が15点満点になる計算

3 審査結果

審査の結果は書面により通知するほか、市のホームページで公表するものとする。